

10.山梨県南巨摩郡五開村役場文書目録 (41K-2)

目 次

解 題

10・1.五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/—1884年(明治17)……………p. 234	
10・1・1.土地 1—36	10・1・2.芝地・林地 37
†一筆限反別地価取調帳(柳川)†一筆限反別地価取調帳(十谷)†一筆限反別收穫地価取調表(十谷)†一筆限反別地価収獲帳(鳥屋)†一筆限反別地価取調簿(箱原)†地券台帳	10・1・3.入会 38
10・2.五開村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22)……………p. 237	
10・2・1.土地 39—42	10・2・2.地価金 43
†名寄帳	10・2・3.入作 44
10・3.五開村役場文書/1889年(明治22)—……………p. 238	
10・3・1.土地 45	

## 解 題

**歴 史** 本文書群の出所である五開村は、甲府盆地の南端にあって、古くから「柳川入」と総称されてきた長知沢・箱原・柳川・鳥屋・十谷の5か村が1875年(明治8)に合併して成立したものである。近世では西河内領に属し鯉沢村の西隣にあり、富士川支流の大柳川が貫流する溪谷にある。村の面積は東西約3里12町・南北約1里8町である(『山梨県市郡村誌』)。

明治維新後、この地域は甲府県を経て1871年(明治4)に山梨県の管轄となり、大小区制期には1872年(明治5)に巨摩郡第三十一区、1876年(明治9)には山梨県第十六区、さらに1878年(明治11)の巨摩郡の分画では南巨摩郡に属した。五開村が発足した1875年の戸口では、371戸・1754人であった。同年の「五開村事務所」、1878年(明治11)の「五開村役所」を経て、1884年(明

治17)には同村単独の戸長役場が柳川組に設置された。1889年(明治22)の市制町村制施行にあたって五開村は単独で施行した。

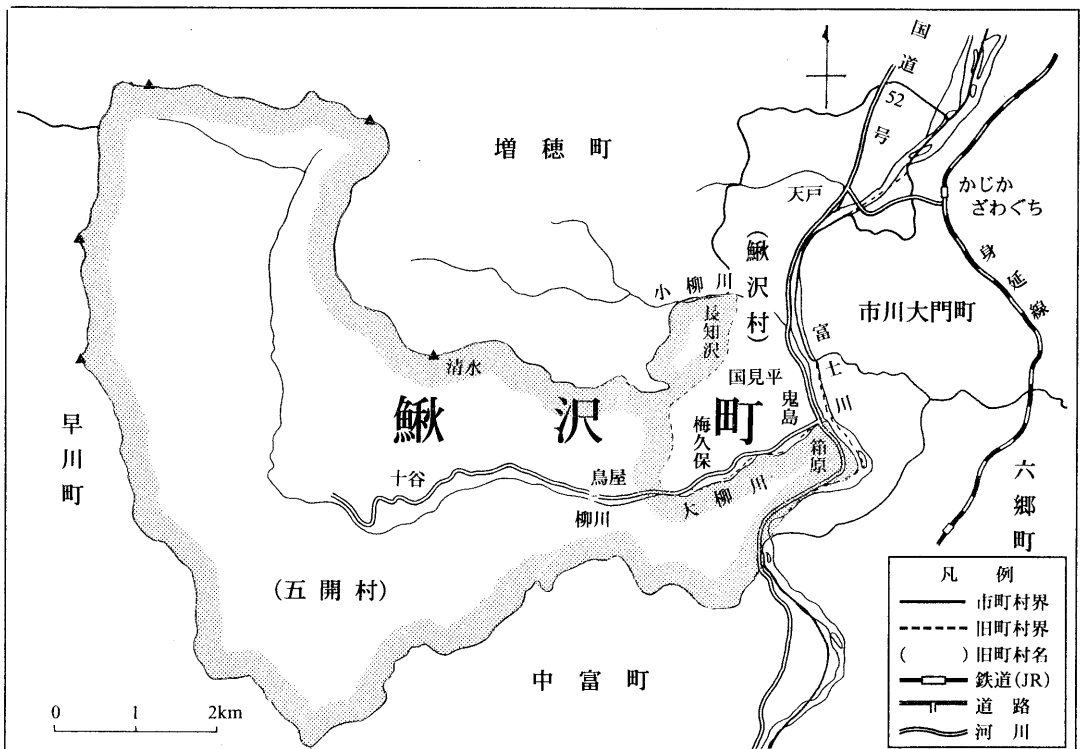
『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1308円74銭5厘、反別は田43町2反2畝9歩・畑164町1反8畝14歩・切替畑50町5反4畝5歩・宅地9町9反3畝20歩・竹藪1町9反3畝2歩・林58町4反4畝23歩・芝地10町6反4畝9歩・合計336町9反7畝2歩である。

1955年(昭和30)に五開村は鯉沢町と合併し、現在に至っている。

**伝来と数量** 1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県南巨摩郡諸村役場書類」(41K)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を41K-2とした。

数量は45点、書架延長は0.9mである。

図14 五開村役場管内要図



**史料の概要** この文書群は1874年(明治7)から1896年(明治29)までのものであるが、そのほとんどは、1875(明治8)年の五開村発足直後の村事務所期の文書である。目録編成の第1次項目としては、五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(10・1。38点)、五開村戸長役場文書(10・2。6点)、五開村役場文書(10・3。4点)を設定した。各期ともほとんどが土地・地価金関係の史料で、わずかに10・1五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書と10・2五開村戸長役場文書に各1点の入会・入作関係の史料があるので、土地、芝地・林地、地価金、入会などをそれぞれの第2次項目とした。土地関係の史料は主として長知沢村を除く箱原・柳川・鳥屋・十谷の4か村にかかる、「一筆限反別(収穫)地価取調帳(表)」「名寄帳」「地券台帳」である。

#### 参考文献

・鯉沢町誌編さん委員会編『鯉沢町誌』上・下巻、鯉沢町役場、1996年。

10・1.五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

10・1・1.土地

十一筆限反別地価取調帳(柳川)

1 一筆限反別地価取調帳 第一番帳 山梨県  
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治9。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1-265番。 史料請求番号41K-2,144-1

2 一筆限反別地価取調帳 第二番帳 山梨県  
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治9。

1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:266-603番。 史料請求番号41K-2,144-2

3 一筆限り反別地価取調帳 第三番帳 山梨  
県第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治14。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:604-893番。 史料請求番号41K-2,144-3

4 一筆限反別地価取調帳 第四番帳 山梨県  
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:894-1147番。 史料請求番号41K-2,144-4

5 一筆限反別地価取調帳 第五番帳 山梨県  
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治10

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1048-1391番。 史料請求番号41K-2,144-5

6 一筆限反別地価取調帳 第六番帳 山梨県  
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1392-1638番。 史料請求番号41K-2,144-6

7 一筆限反別地価取調帳 第七番帳 山梨県  
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治16。

1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1639-1943番。 史料請求番号41K-2,144-7

8 一筆限反別地価取調帳 第八番帳 山梨県  
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1944-2203番。 史料請求番号41K-2,144-8

9 一筆限り反別地価取調帳 第九番帳 山梨  
県第十六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治8。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:2204-2274番。 史料請求番号41K-2,144-9

10 一筆限り反別地価取調帳 第十番帳 山梨  
県第十六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:2275-2319番。 史料請求番号41K-2,144-10

十一筆限反別地価取調帳(十谷)

11 一筆限反別地価取調帳 山梨県第十六区巨  
摩郡十谷村。

差出:[五開村戸長]。宛名:山梨県令藤村紫  
朗。明治10・3・15。(1877)。書込み下限:明  
治10。

1冊。27・5cm。末尾欠損。

その他の標題表示:大惣計。

史料請求番号41K-2,148

## 十一筆限反別収獲地価取調表(十谷)

- 12 [一筆限反別] 収獲地価取調表 [第壹番]  
山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。27・5cm。かぶせ綴。一部破損。地主押印。  
地番:1-373番。 史料請求番号41K-2,149-1
- 13 一筆限反別収獲地価取調表 第貳番 山梨  
県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治9。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:374-599番。 史料請求番号41K-2,149-2
- 14 一筆限反別収獲地価取調表 第貳番ノ内  
山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:600-773番。 史料請求番号41K-2,149-3
- 15 一筆限反別収獲地価取調表 第三番 山梨  
県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:774-1258番。 史料請求番号41K-2,149-4
- 16 一筆限反別収獲地価取調表 第四番 山梨  
県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治9。  
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:1259-1718番。 史料請求番号41K-2,149-5
- 17 一筆限反別収獲地価取調表 第五番 山梨  
県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治15。  
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。  
奥書:明治二十一年十月中、土地台帳編製之際秣  
場及竹藪ノ等級不瞭明之廉訂正致候也。  
地番:1719-2093番。 史料請求番号41K-2,149-6
- 18 一筆限反別収獲地価取調表 第六番 山梨  
県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:2094-2232番。 史料請求番号41K-2,149-7
- 19 一筆限反別収獲地価取調表 第七番 山梨  
県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:2233-2505番 史料請求番号41K-2,149-8
- 20 一筆限反別収獲地価取調帳<sup>(マ)</sup> 第八番 山梨  
県南巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
書込み下限:明治16。  
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:2506-2878番。 史料請求番号41K-2,149-9
- 21 一筆限反別収獲地価取調表 第拾壹番 山  
梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。  
地番:3717-4039番。 史料請求番号41K-2,149-10
- 22 一筆限反別収獲地価取調表 第拾貳番 山  
梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。  
奥書:明治二十一年十月中、土地台帳調整之際秣  
場及山林之等級不明之廉取調記入ス、然レトモ  
山林之内ニ等級無之分ハ地目変換ニ付記入セズ。  
地番:4040-4312番。 史料請求番号41K-2,149-11
- 23 一筆限反別収獲地価取調表 第拾参番 山  
梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。  
作成:五開村事務所(推定)。明治[ ]。  
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。  
奥書:明治二十一年十月中、土地台帳調整之節秣  
場等級記入致候也。  
地番:4313-4611番。 史料請求番号41K-2,149-12
- 24 一筆限反別収獲地価取調表 第拾四番 山  
梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。

- 作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.  
地番:4612-4853番. 史料請求番号41K-2,149-13
- 25 地所取調帳 第拾四番帳 山梨県第拾六区元十谷村.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
1冊. 27・5cm. かぶせ綴.  
地番:4612-4853番. 「一筆限反別收穫地価取調帳」(史料番号149-13)の下書カ.  
史料請求番号41K-2,152
- †一筆限反別地価収獲帳(鳥屋)
- 26 一筆限反別地価収獲帳 第壹番 鳥屋.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治17.  
1冊. 27・5cm. 地主押印.  
地番:1-383番. 史料請求番号41K-2,154-1
- 27 一筆限反[別地価収獲帳] 第貳番  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治17.  
1冊. 27・5cm. 地主押印.  
第四番, 第五番という内表紙(中扉)あり.  
地番:384-770番. 史料請求番号41K-2,154-2
- 28 一筆限反別地価帳 第三番 鳥屋.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治14.  
1冊. 28cm. 地主押印.  
第七番という内表紙(中扉)あり.  
地番:771-1092番. 史料請求番号41K-2,154-3
- 29 一筆限反別地価取調[帳] 第四番八・九山梨県[第拾六区五開村ノ内元鳥屋村].  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
1冊. 28cm. 地主押印.  
地番:1093-1278番. 史料請求番号41K-2,154-4
- 30 一筆限反別地価取調帳 第九番 山梨県第拾六区五開村之内元鳥屋村.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治14.
- 1冊. 28cm. 地主押印.  
地番:1279-1459番. 史料請求番号41K-2,154-6
- 31 一筆限反別地価取調帳 第拾番 山梨県第拾六区五開村ノ内元鳥屋村下.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治14.  
1冊. 28cm. 地主押印.  
第拾壹番, 第拾貳番という内表紙(中扉)あり.  
地番:1460-1672番. 史料請求番号41K-2,154-5
- †一筆限反別地価取調簿(箱原)
- 32 一筆限反別地価取調簿 壹番 山梨県第十六区五開村之内旧箱原村.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治16.  
1冊. 27・5cm. 地主押印.  
その他の標題表示:明治十年第四月十一日五冊検査[ ](押印).  
地番:1-231番. 史料請求番号41K-2,159-1
- 33 一筆限反別地価取調帳 貳番 山梨県第拾六区五開村之内旧箱原村.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治16.  
1冊. 28cm. 地主押印.  
地番:232-595番.  
綴紐はずれ. 史料請求番号41K-2,159-2
- 34 一筆限反別地価取調帳 五番 山梨県第拾六区五開村之内旧箱原村.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治13.  
1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.  
地番:1024-1409番. 史料請求番号41K-2,159-3
- †地券台帳
- 35 地券台帳 第四号 第千貳百拾番至千六百七拾<sup>(二カ)</sup>番鳥屋組.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治20.  
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙を使用.  
綴紐切れ. 史料請求番号41K-2,156

- 36 地券台帳 第六号 [自式千] 廿五号至式千三百号 柳[川].  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治20.  
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地価帳用紙など使用.  
史料請求番号41K-2,147

#### 10・1・2. 芝地・林地

- 37 芝地林地一筆限取調帳 第十二番帳ノ内南巨摩郡旧十谷村.  
作成:五開村事務所(推定). 明治[ ].  
1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.

その他の標題表示:年余荒地. 続合.  
地番:4040号以下. 各筆に明治十年ヨリ小木立成ト変シ地税弁納罷在候とあり.  
史料請求番号41K-2,153

#### 10・1・3. 入会

- 38 [柳川村地内元小物成場入会取調書].  
差出:西嶋村戸長笠井源蔵[ほか副戸長・伍長・柳川村・箱原村・鳥屋村同など21名. 押印].  
宛名:山梨県権令藤村紫朗. 明治7・6.(1874).  
1冊. 28cm. かぶせ綴. 一部破損.  
史料請求番号41K-2,158

### 10・2. 五開村戸長役場文書

#### 10・2・1. 土地

##### † 名寄帳

- 39 名寄帳 壹・弍・三・四・伍 十谷.  
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治23.  
1冊. 26・5cm. 土地台帳用紙を使用.  
内表紙(中扉)の表示:三伍・四伍・寺院名寄帳. 十九年三月廿九日検査済などとあり.  
史料請求番号41K-2,150
- 40 名寄帳 自拾五伍至拾九伍 鳥屋.  
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治22.  
1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 地券名寄帳用紙を使用.  
綴紐切れ. 史料請求番号41K-2,155
- 41 名寄帳 自拾弍伍至拾四伍 柳川[組].  
作成:五開村戸長役場(推定). 明治19頃.(1886). 書込み下限:明治23.  
1冊. 27・5cm. 後表紙なし. 罫紙:同村戸長役場茶色12行罫. 地券名寄帳用紙など使用.  
内表紙の表示:第四号. 十九年三月廿四日精算済. 旧地価帳点検済. 史料請求番号41K-2,146

書込み下限:明治23.

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 地券名寄帳用紙ほかを使用.  
史料請求番号41K-2,157

#### 10・2・2. 地価金

- 43 地価金台帳 明治十九年七月 五開村戸長役場.  
作成:五開村戸長役場. 明治19・7.(1886).  
1冊. 27cm. 四ツ目綴. 罫紙:同戸長役場青鼠色12行罫.  
その他の標題表示:第三・四・五号. 明治廿二年四月一日改メ, 合印. 史料請求番号41K-2,160

#### 10・2・3. 入作

- 44 [ ]・柳川・鳥屋・大須成・高下・楠甫入作 十谷.  
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[ ].  
書込み下限:明治22.  
1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 土地台帳用紙ほかを使用.  
その他の標題表示:十谷組持.  
内容:依田嘉右衛門分ほか名寄帳.  
史料請求番号41K-2,151

- 42 名寄帳 自廿八伍至三拾伍並二入作 箱原.  
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[ ].



---

10・3.五開村役場文書

---

10・3・1.土地

45 荒地一筆限り取調帳 扣 明治二十九年  
五開村柳川区。

差出:五開村柳川地主総代依田左平[ほか村  
長1名,押印],宛名:山梨県知事桜井勉,明  
治29・11・10.(1896).

1冊. 27cm.地主押印.

史料請求番号41K-2,145

史料館所蔵史料目録 第64集

山梨県下市町村役場文書目録（その1）

印刷発行 平成9年3月31日

編集兼 国文学研究資料館

発行者 史料館

〒142 東京都品川区豊町1丁目16番10号

電話 03-3785-7131(代)

印刷所 睦美マイクロ株式会社

（本文用紙は中性紙を使用）